

《茨城県委託事業》令和7年度 茨城県保育・幼児教育人材復職支援事業 『未就学児保育料一部助成金』申請者募集要項

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会

茨城県内の保育・幼児教育人材の確保を図るため、保育士または幼稚園教諭の資格を持ちながら未就学児の育児のため、1年以上保育士、保育教諭又は幼稚園教諭の業務についていない方が、保育所等に新たに就職した場合、未就学児の保育料（自己負担額のみ対象）の半額を最長12か月助成します。

なお、令和6年度に茨城県保育・幼児教育人材復職支援事業未就学児保育料の一部助成を受けた期間が12か月未満の方も申請できます。

1 助成対象者（①又は②に該当する人）

① 新規就労者

未就学児の育児を行う保育士、保育教諭または幼稚園教諭で、過去1年以上、〔表1〕保育所・幼稚園等一覧の中の「施設等種別」欄に記載した施設又は事業（以下「保育所等」という。）での勤務経験がなく、令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間に茨城県内の保育所等で新たに保育等業務に就職し、週20時間以上勤務している人。

※保育士、幼稚園教諭の免許を取得後、1年以上経過している方

② 継続就労者

ア 「令和6年度茨城県保育・幼児教育人材復職支援事業 未就学児保育料一部助成金」の助成期間が12か月未満の人（令和6年5月から令和6年12月までに新たに保育所等に就職し助成を受けた人）で令和7年度も引続き未就学児がいて、保育所等で保育士、保育教諭または幼稚園教諭として、週20時間以上勤務している人。

イ 令和7年1月から保育料の負担が生じる未就学児の育児を行う保育士、保育教諭または幼稚園教諭で、過去1年以上、保育所等での勤務経験がなく、令和6年2月1日から令和6年12月31日までの間に茨城県内の保育所等で新たに保育等業務に就職し、週20時間以上勤務している人。

※勤務実績が1か月に満たない方は対象外

2 募集期間 令和7年10月28日（火）～令和8年1月30日（金）必着

〔表1〕【保育所・幼稚園等一覧】

法令・通知等		施設等種別
児童福祉法	第7条	保育所
	第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの、及び同条第2項の規定による認可を受けたもの	家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業
	第6条の3第13項に規定され、第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの	病児保育事業
	第6条の3第7項に規定され、第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの	一時預かり事業
	第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または第39条第1項に規定する業務を目的とするものであって、第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、右記に示すもの	地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室、家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設
	第59条の2第1項に規定する施設のうち第6条の3第12項に規定する業務を目的とする設置者が行う保育事業	企業主導型保育事業
学校教育法	第1条	教育時間終了後に教育活動（預かり保育）を常時実施している幼稚園
		認定こども園に移行を予定している幼稚園
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第2条第6項	認定こども園
子ども・子育て支援法	第30条第1項第4号	離島その他の地域において特例保育を実施する施設

3 助成金額

未就学児の保育料月額半額の半額（上限：月額27,000円。自己負担額のみ対象となります。）

※市町村長等が発行する保育料決定通知書等で月額の保育料が確認できるものに限り、

※対象期間中に保育料額が改訂（変更）された場合は、助成額の変更手続きが必要です、すみやかにご連絡ください。

（自己負担額が減額（0円の場合も含む）となった場合は、差額分を返還していただきます。）

4 助成対象期間

① 新規就労者	勤務を開始した日の属する月（令和7年1月から12月）以降 令和8年3月末までの期間（最長12か月）
② 継続就労者	ア 令和6年度から引き続き助成を受ける場合 1年（12か月）から令和6年度に助成を受けた月数を減じた残月数 イ 令和7年1月から保育料負担が生じる場合 勤務を開始した日の属する月（令和6年2月から12月）から12か月後まで

5 申請から助成金のお支払いまでの手続き

（1）助成金の申請

ア ① 新規就労者 及び ② 継続就労者 イ（令和7年1月から保育料負担が生じる場合）

〔表2〕の1から7に掲げる書類を、茨城県社会福祉協議会ホームページからダウンロードして、添付書類と一緒に申請期限（令和8年1月30日（金））までに茨城県社会福祉協議会

(以下「県社協」という。)へ提出(必着)してください。

ただし、すでに未就学児保育料一部貸付を受けている方、または申請中の方は2から6の書類を省略できます。

イ ② 継続就労者 ア (令和6年度から引き続き助成を受ける場合)

〔表2〕の1・4・6・7の書類を申請期限(令和8年1月30日(金))までに県社協へ提出(必着)してください。

(2) 助成金の交付決定

提出された申請書類等は県社協で助成の適否を審査・決定し、申請者ご本人へ文書で結果をお知らせします。

(3) 助成金のお支払いに必要な手続き

令和7年度助成金は、一括して令和8年3月下旬に指定された金融機関口座へ振り込みます。

決定通知書とともに送付する〔表2〕の8「業務従事期間証明書」と9「助成対象未就学児の在園証明書」を下記期限内に県社協へ提出してください。

【提出期限】令和8年3月6日(金)

※上記期日までに書類が提出されないと、助成金のお支払いができなくなります。

〔表2〕【提出書類】

番号	提出書類	様式等	添付書類・留意事項等
1	未就学児保育料一部助成金申請書	様式第1号 (A4 両面)	・申請者本人が自筆で記入してください。
2	保育士登録証の写し 又は 幼稚園教諭免許状の写し	—	・旧姓の場合は、変更手続きを行ってください。 ・ただし、変更に時間を要する為、変更手続き用紙の両面 (裏面は領収書添付後)写しと、旧姓の保育士登録証又は 幼稚園教諭免許状の写しが必要となります。
3	申請者の世帯全員の住民票	—	・世帯全員の住民票の原本(3か月以内に発行された世帯主 等の 続柄記載 のあるもの) ※ <u>マイナンバー及び本籍地の記載は不要</u> です。
4	雇用証明書	様式第2号	・勤務する保育所等において証明してください。
5	①助成金振込口座申込書 ②通帳表紙の裏面の写し	様式第3号	・申請者名義の金融機関口座 ・申請者名義の振込口座の通帳表紙裏側に記載されている金 融機関名・支店名・名義人名(カナ)・口座番号の分かる部 分の写し
6	未就学児の保育料を確認できる 書類	—	・令和7年4月分、9月分の市町村長等発行の保育料決定通 知書等の写し(額改定通知も含む。) *令和7年1月～3月復帰の方は、勤務開始後の貸付対象児 全員の保育料がわかるもの全て提出
7	個人情報の取扱同意書	—	・申請者本人が署名捺印し、期日を記入してください。
8	業務従事期間証明書	様式第4号	<助成決定後> ・助成金申請者ご自身の保育士等としての業務従事期間を保 育所等で作成してもらい、令和8年3月6日までに県社協 へ提出してください。
9	助成対象未就学児の在園証明書	様式第5号	<助成決定後> ・未就学児保育料助成の対象となるお子さんの令和8年3月 1日付け在園(籍)証明書を令和8年3月6日までに県社 協へ提出してください。

助成の対象とならない方の例

※保育士等とは保育士・保育教諭・幼稚園教諭

①産休、育休から復職した保育士等

（ただし、妊娠・出産や育児等を理由に一度保育所等を退職し、1年以上経過してから再び就労する場合は可）

②保育所等を退職し、1年以上経過しないうちに保育士等として就労する場合
（保育士等以外の仕事に従事していた場合も含む）

【保育士等以外の仕事の例】調理師、看護師、事務員、保育補助者、
子育て支援員 など

③契約更新により毎年（度）新規雇用となっているが、実態として雇用が継続
されている場合

④保育所等における雇用形態が変更したが、実態として雇用が継続されている
場合

【雇用形態の変更の例】パート契約から正職員への変更 など

⑤保育士等資格を有するが、保育士等以外の業務に従事している場合

【保育士等以外の仕事の例】調理師、看護師、事務員、子育て支援員 など

助成の対象とならないもの

①一時預かり、病児保育に係る一時的な保育料

②月額保育料以外の費用

【例】・保育所等の延長保育時間分 ・通園送迎費
・副食費 ・行事費 など

③保育形態が不適正な保育に係る利用料金

<問い合わせ・助成金申込み先>

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会

福祉人材・研修部（未就学児保育料一部助成金担当）

（所在地）〒310-8586

茨城県水戸市千波町 1918（セキショウ・ウェルビーイング福祉会館3階）

（電話番号）029-350-8366

平日午前9時から12時、午後1時から5時まで

土日・祝日及び年末年始は休みです。